○　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅵ

Ｏ＝45.25×（ｕ－ｔ）＋2.00

算式Ⅵの符号

ｔ　平成12年10月1日現在における若年者就業率

ｕ　平成22年10月1日現在における若年者就業率

Ｐ　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅶ

Ｐ＝51.02×（ｗ－ｖ）－0.19

算式Ⅶの符号

ｖ　平成12年10月1日現在における女性就業率

ｗ　平成22年10月1日現在における女性就業率

8　前四項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

9　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

10　新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数及び経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

11　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の二第九項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第三項から第八項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

附則第十九条の十五第五項中「九・〇〇〇」を「十・〇〇〇」に改め、同項の表都道府県の項算式の符号Ａ中「平成24年農業産出額」を「平成25年農業産出額」に、「平成24年林業算出額」を「平成25年林業産出額」に、「平成24年漁業生産額」を「平成25年漁業生産額」に、「80,652」を「80,820」に改め、同項算式の符号Ｂ中「経済センサス活動調査規則」を「工業統計調査規則」に、「平成24年2月1日」を「平成24年12月31日」に、「2,225,321」を「2,254,674」に改め、同項算式の符号Ｃ中「平成24年度地方財政状況調査」を「平成25年度地方財政状況調査」に、「0.509」を「0.511」に改め、同項算式の符号Ｄ中「平成25年11月から平成26年4月まで」を「平成26年11月から平成27年4月までの各月における」に、「平成26年5月30日」を「平成27年5月29日」に改め、同表市町村の項算式中「（Ａ×0.20＋Ｂ×0.10＋Ｃ×0.20＋Ｄ×0.20＋Ｅ×0.20＋0.10）」を「Ａ×0.20＋Ｂ×0.10＋Ｃ×0.20＋Ｄ×0.20＋Ｅ×0.20＋0.10」に改め、同項算式の符号Ｂ中「経済センサス活動調査規則」を「工業統計調査規則」に、「平成24年2月1日」を「平成24年12月31日」に、「2,224,953」を「2,254,345」に改め、同項算式の符号Ｃ中「平成24年度地方財政状況調査」を「平成25年度地方財政状況調査」に、「0.470」を「0.468」に改め、同条第六項中「一・一〇七」を「一・一一六」に、「一・〇〇八」を「一・〇〇一」に改める。

附則第十九条の十六の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一項中「附則第六条の二第一項第一号」を「附則第六条の二第一項第一号」に、「附則第六条の三の」を「附則第六条の二の」に改め、「をいう。」の下に「第五項及び第六項を除き、」を加え、「以下「補正指数」」を「第五項及び第七項を除き、以下「補正指数」」に改め、「（ただし、当該数が一・六〇三六を超える場合は、二・六〇三六とする。）」を削り、「〇・一八七一」を「〇・一三六〇」に改め、「乗じて得た率」の下に「（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）」を加え、「〇・九九七九三三八」を「〇・九九八四三〇〇」に改め、同項中第五号を削り、同項第四号中「適用」を「規定の適用」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「適用」を「規定の適用」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「平成二十五年地方交付税法改正法」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）」に、「適用」を「規定の適用」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「平成二十六年地方交付税法改正法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）」に、「適用」を「規定の適用」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　平成二十六年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第十九条の十六第二項中「三兆四千百一億千七百二十九万八千円」を「二兆五千九百二十三億六百九十八万二千円」に改め、同条第三項中「附則第六条の三第一項第二号」を「附則第六条の二第一項第二号」に改め、「（ただし、政令市にあつては、当該数が三・七四三〇を超える場合は、三・七四三〇とし、その他の市町村にあつては、当該数が三・七四一一を超える場合は、三・七四一一とする。）」を削り、「〇・一一七四」を「〇・一一七三」に改め、「乗じて得た率」の下に「（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）」を加え、「一・〇〇七〇三一四」を「〇・九九一四五九八」に改め、同条第九項中「附則第六条の三第三項」を「附則第六条の二第三項」に改め、同項第一号中「附則第六条の三」を「附則第六条の二」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「及び第十九条の十五第九項」を「、第十九条の十四の二第十一項及び第十九条の十五第九項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「同条第六項」を「同条第四項」に、「附則第19条の16第８項」を「附則第19条の16第９項」に、「附則第６条の３」を「附則第６条の２」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「第三項に規定する」を削り、「平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日」を「平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日」に、「平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日」を「平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日」に、「平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日」を「平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日」に、「平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日」を「平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「平成二十三年普通交付税省令第五十条」を「普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第七十一号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条」に、「を平成二十三年普通交付税省令」を「を同令」に、「における平成二十三年普通交付税省令」を「における同令」に、「平成二十三年普通交付税省令第四十九条」を「同令第四十九条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「平成二十四年普通交付税省令第五十条」を「普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条」に、「を平成二十四年普通交付税省令」を「を同令」に、「における平成二十四年普通交付税省令」を「における同令」に、「平成二十四年普通交付税省令第四十九条」を「同令第四十九条」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「この省令による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十五年普通交付税省令」という。）を「普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六十三号）による改正前の普通交付税に関する省令」に、「を平成二十五年普通交付税省令」を「における同令」に、「における平成二十五年普通交付税省令」を「同令第四十九条」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。